

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 67 号
提出時期	令和 6 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 埴町議会の議員に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を県に準拠して改正するため、所要の改正をするものであります。 【具体的な内容】 ① 期末手当【0.10 月・増】 ・ 令和 6 年 12 月支給の期末手当を 0.10 月分増額する。(1.725 月) 令和 6 年 12 月期 1.625 月 → (+0.10 月) → 1.725 月 ・ 令和 7 年度以降の支給割合については、0.10 月分増額した年 3.35 月分を 6 月 (1.675 月) 及び 12 月 (1.675 月) 支給分に均等に振り分ける。 現行：年 3.25 月 (6 月：1.625 月、12 月：1.625 月) ↓ + 0.10 月 (6 月：0.050 月、12 月：0.050 月) 改正：年 3.35 月 (6 月：1.675 月、12 月：1.675 月) 【施行期日】 公布の日 (期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和 6 年 12 月 1 日適用、支給割合は令和 7 年 4 月 1 日施行) から施行となります。		
担当課	議会事務局 (総務課)		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	第 68 号
提出時期	令和 6 年 12 月 (定例会 ・ 臨時会)		
案件名	町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	【提出理由】 町長等に支給する期末手当の算定基礎額に乗ずる割合を、県に準拠して改正するため、所要の改正をするものであります。 【具体的な内容】 ① 期末手当【0.10 月・増】 ・ 令和 6 年 12 月支給の期末手当を 0.10 月分増額する。(1.775 月) 令和 6 年 12 月期 1.675 月 → (+0.10 月) → 1.775 月 ・ 令和 7 年度以降の支給割合については、0.10 月分増額した年 3.45 月分を、6 月(1.725 月)及び 12 月(1.725 月)支給分に均等に振り分ける。 現行：年 3.35 月 (6 月：1.675 月、12 月：1.675 月) ↓ + 0.10 月 (6 月：0.050 月、12 月：0.050 月) 改正：年 3.45 月 (6 月：1.725 月、12 月：1.725 月) 【施行期日】 公布の日(期末手当の算定基礎額に乗ずる割合は令和 6 年 12 月 1 日適用、支給割合は令和 7 年 4 月 1 日施行)から施行となります。		
担当課	総務課		